

公募型指名見積合せ（広告事業）の公告

下記の広告事業において、玄関マットを設置するとともに、当該玄関マットに掲載又は掲出する民間事業者等の広告を取り扱う広告代理店を募集しますので、指名見積合せへの参加を希望する方は、下記に従って申請して下さい。

記

1 受付期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 11 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。9 時から 12 時、13 時から 17 時まで。）

2 受付場所

総務局行政部庁舎管理課管理係（札幌市役所本庁舎 1 階）

3 受付方法

持参又は送付（送付の場合は必着）

4 指名見積合せに付する事項

札幌市本庁舎玄関マット広告事業

（詳細は別紙見積説明書のとおり）

5 見積参加資格及び見積参加条件

次の入札参加資格及び入札参加条件のいずれにも該当していること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において「一般サービス業、9 広告業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合で当該組合の構成員が参加を希望していない者であること。

(6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること。

6 申請書類等

(1) 札幌市広告事業公募型指名見積合せ参加申請書

(2) 見積参加条件に示す書類

7 指名通知書の送付

見積参加希望者のうち指名者に決定した方に対して、令和7年7月22日（火）までにFAXにて指名通知書を送付します。

8 その他

(1) 見積参加資格及び見積参加条件を満たしていない方の申請は受け付けません。

(2) やむを得ない事情により見積合せ又は発注を取りやめる場合があります。

(3) 見積参加申請を受付けた方が2者以上ない場合は、この見積合せは中止します。

(4) 見積参加申請を受付けた方でも、必ずしも指名されるものではありません。

(5) 見積参加申請を受付けた方で指名されなかった方は、令和7年7月22日（火）の翌日から3日以内に、書面によりその理由の説明を求めることができます。

(6) 提出資料の作成に要する費用は申請者の負担とします。

(7) 見積参加を希望する方は、札幌市契約規則及び同広告事業公募型指名競争入札取扱要領を遵守すること。

[問い合わせ先]

総務局行政部庁舎管理課管理係 TEL 2 1 1 - 2 0 5 2